

効果検証の実施方法について（2018年度実施分、2019年1月実施）

本効果検証は、現状のインターネットオークション及びインターネットフリーマーケット等のCtoCマーケット（以下「CtoCマーケット」という。）にどの程度の侵害品・侵害行為が存在しているのかを数値的に計測することにより、CtoCマーケットに於いて執られている侵害防止対策がどの程度持続的に効果的であるかを検証するため実施する。

記

実施日、回数	2019年1月7日から1月25日までの間で任意の1日 時間帯・曜日等は問わない また、同期間内で複数回の効果検証を実施することを妨げない
対象サービス	<p><オークション></p> <p>ヤフオク！ モバオク！</p> <p><フリマ></p> <p>メルカリ ラクマ ショッピーズ ヤフオク！（フリマモード） フリマjp KOMEHYO</p> <p>上記以外のCtoCマーケット、ショッピングモール及びBtoBマーケットプレイスについても実態調査を任意で行うことを妨げない</p>
検証対象物品等	<p>実施する団体・企業の任意で選択のこと、但し、検査対象の全部のCtoCマーケットで同じ検証対象物品等とすると同時に、今後も同様の検証を行う必要性があることから汎用的且つ長期的に定点検証可能となる対象を選択する。なお、検証対象を選択する際に、前年度と異なる対象を選択することは妨げない。</p> <p>また、当該物品の市場における人気の度合いを踏まえ、物品を選択する。</p>

注意：選択対象に関わる企業名・ブランド名を公表する必要はないが、「著名なアメリカ企業の表計算ビジネスソフト」等の公表は避けられないので、予め関係する企業に承諾を得ておく。

方式

侵害品・侵害行為に関わる出品数を、検証母数で割ることによって算出する。

例：100点出品されていた中で10点が侵害品である場合は、10%の侵害率

CtoCマーケットの検証対象物品出品数が100点を超える場合は、検証母数は100とする。この場合、検証する物品は検索リスト（残り時間等により順位付けされたもの、アランダムによるもの等のリスト）の上位より100点とする。

【検討事項】

但し、条件を均等とする観点から、可能な限り出品タイミングにより順位付けされたリストを用い、その古いものから上位100点を検証対象物品とするものとする。

但し、各年実施している検証結果の比較分析に鑑み、出品タイミングにより順位付けされたリストを用い、かつ、①その古いものから上位100点を検証対象物品とした上で、任意、②その新しいものから上位100点を追加の検証物品とするなどを妨げない。なお、②の場合、どのような方法により検証を実施したか明らかにしておくこと。

なお、前述の内容に関わらず、CtoCマーケットの検証対象物品出品数が100点を超える場合に100点を超えて検証することを妨げない。

判断基準

画面上の文章・画像からCtoCマーケット事業者及び権利者双方が著作権・商標権を侵害すると判断できるものであり、CtoCマーケット事業者に出品停止要請可能なもの侵害品・侵害行為に関わる出品としてカウントする。なお、画面は検索リストのみではなく、検証対象物品の個別の商品ページの画面についても確認することとする。

一つの検証対象物品が著作権・商標権のいずれをも侵害する場合は、いずれか一方の権利侵害と捉えることとしてカウントするものとする。

検証対象物品が著作権・商標権のいずれを侵害するか別添エクセルシートに記載することとする。

備考：不正競争防止法に抵触する可能性のある出品は、同法の性格上断定的に判断できないためカウントしない。

但し、発信されている情報からは（ガイドライン等に照らすと）CtoCマーケット事業者において削除をする根拠が直接得られないが、①権利者からは画面上の文章・画像から著作権・商標権を侵害すると判断でき、CtoCマーケット事業者に対する出品停止要請を行えば対応可能と思量されるもの（未通知侵害出品）、②諸情報を勘案すると購入し権利者が確認した場合には間違いない侵害品である、と思量される出品（蓋然性が高い出品）をそれぞれ上記のデータとは別にカウントする。

検証を実施した際に、憂慮すべき事案等を確認した場合は特記事項として欄外に記載することができる。

例：ガイドライン等に照らすと権利侵害として出品停止要請ができない、且つ、蓋然性が高い出品として取り扱えないが、違法行為・権利侵害行為と思量されるもの。

記録方法

検証の記録は任意とする。但し、検証結果が実際に行われた作業に基づくものであることを第三者に条理的に証せられると思量される記録を残すものとする。

備考：検証を実施したという証明物は実施者の手元に残すようにする。

報告方法

別添のエクセルシートに記入し、平成30年1月28日迄に分科会権利者側主査へ提出のこと

以上